



長野県報

6月25日(木)
令和2年
(2020年)
第117号

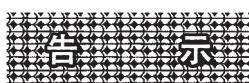
目 次

告 示

保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関の指定（医師・看護人材確保対策課）	1
卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定（3件）（農業政策課農産物マーケティング室）	1
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林（2件）（森林づくり推進課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	3
平成16年長野県告示第102号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部改正（建築住宅課）	3
平成22年長野県告示第49号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部改正（建築住宅課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	4

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（会計課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（3件）（生活排水課）	7



長野県告示第302号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第1項の規定による指定試験機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人 日本准看護師推進センター
東京都文京区本駒込2丁目28番16号 日本医師会館2階
- 指定した年月日
令和2年6月1日

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第303号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 開設者の名称及び住所
 - 名称
飯田市
 - 住所
飯田市大久保町2534
- 地方卸売市場の名称
飯田市地方卸売市場
- 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - 位置
飯田市松尾上溝3050番地
 - 取扱品目
野菜、果実及びそれらの加工品、その他の生鮮食料品
生鮮水産物及びそれらの加工品、その他の生鮮食料品
- 認定年月日
令和2年6月19日

農業政策課農産物マーケティング室

長野県告示第304号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称

株式会社長野中央園芸市場

(2) 住所

長野市西和田1丁目29番40号

2 地方卸売市場の名称

長野中央園芸地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置

長野市西和田1丁目29番40号

(2) 取扱品目

花き

4 認定年月日

令和2年6月19日

農業政策課農産物マーケティング室

長野県告示第305号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称

株式会社長印

(2) 住所

長野市市場3番地1

2 地方卸売市場の名称

佐久長印地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置

佐久市長土呂64-5

(2) 取扱品目

野菜・果実

4 認定年月日

令和2年6月19日

農業政策課農産物マーケティング室

長野県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯山市大字一山字崩1475の3、1475の9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第308号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯山市大字一山字崩1474の9（国有林）・1474の1・1474の8・1474の24・1475の2・1475の4・1475の6（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第309号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯山市大字一山字崩1475の3
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第310号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯山市大字一山字崩1475の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称
こべ沢
- 2 全部について指定を解除する区域
松川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝擊に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第312号

平成16年長野県告示第102号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限)の一部を次のように改正します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

表中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、佐久都市計画区域のうち佐久市の区域内の用途地域の指定のない区域の項及び佐久都市計画区域のうち臼田町の区域内の用途地域の指定のない区域の項を削る。

表の備考中「定める」を「示す」に、「長野県住宅部建築管理課、各地方事務所」を「長野県建設部建築住宅課、各建設事務所」に改める。

建築住宅課

長野県告示第313号

平成22年長野県告示第49号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限)の一部を次のように改正します。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部 守一

表中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、「新たに」を削り、「に含まれる」を「のうち佐久市の区域内の」に、「6,857ha」を「13,447ha」に、「236ha」を「4,094ha」に改める。

表の備考中「長野県建設部建築指導課、長野県佐久地方事務所建築課」を「長野県建設部建築住宅課、長野県佐久建設事務所建築課」に改める。

建築住宅課

長野県諏訪建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年6月25日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 富士見高原線
- 3 道路の区域

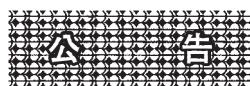
区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡富士見町落合字間ノ沢722番の1地先から諏訪郡富士見町落合字間ノ沢723番の1地先まで	旧	m 3.4~7.0	km 0.0396
同上	新	7.0~11.5	0.0396

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡富士見町落合字間ノ沢717番の1地先から諏訪郡富士見町落合字間ノ沢706番の7地先まで	旧	m 3.5~6.1	km 0.2200
同上	新	m 11.2~22.2	km 0.2200

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡富士見町落合字間ノ沢334番の6地先から諏訪郡富士見町落合字間ノ沢332番の5地先まで	旧	m 3.6~5.6	km 0.0400
同上	新	m 5.8~9.6	km 0.0400

道路管理課

選挙管理委員会

**長野県諏訪建設事務所告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年6月25日

長野県諏訪建設事務所長 清水孝二

1 路線名 富士見高原線

2 供用を開始する区間

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢722番の1地先から

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢723番の1地先まで

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢717番の1地先から

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢706番の7地先まで

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢334番の6地先から

諏訪郡富士見町落合字間ノ沢332番の5地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年6月25日

道路管理課

選告示第14号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正します。

令和2年6月25日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第15条の表の地方書記長補佐の項及び選挙主幹の項を次のように改める。

地方書記長補佐	地域振興局副局長（南信州地域振興局にあつては、選挙の執行に関する事務に従事する副局長）
選挙主幹	地域振興局企画振興課長又はリニア活用・企画振興課長

第15条の表の主査の項中「地域振興局総務管理課」の次に「又は総務管理・環境課」を、「総務係長」の次に「（松本地域振興局にあつては、選挙の執行の事務に従事する課長補佐）」を、「企画振興課」の次に「又はリニア活用・企画振興課」を加え、同表の主任の項及び主事の項中「地域振興局企画振興課」の次に「又はリニア活用・企画振興課」を加える。

選挙管理委員会

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKAYA LIFE PARK

岡谷市塚間町2-6696他

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練塀町3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
東京センチュリー(株)	浅田俊一	東京都千代田区神田練塀町3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
東京センチュリー(株)	野上誠	東京都千代田区神田練塀町3

4 変更した年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年6月4日